

金ケ崎町健幸ポイント事業参加者利用規約

第1条 目的

- 1 本規約は、金ケ崎町民の健康保持・増進及び医療費の抑制を図ることを目的とした「金ケ崎町健幸ポイント事業」（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条 対象者

本事業に参加できる対象者は、本規約に同意いただいた方で令和6年4月1日時点において18歳以上の金ケ崎町民（学生を除く。）とします。ただし、令和6年度参加者数は、300人を限度とします。

第3条 参加申込

- 1 本事業に参加を希望する対象者は、本規約の内容を承諾し、個人情報の取扱い等に同意した上で参加の申込みを行うものとします。
- 2 申込者が参加申込後、金ケ崎町が参加申込を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第4条 参加者の決定

前条の申込みがあった場合は、当該申込者が申込日現在、金ケ崎町に居住しており、第2条における年齢に該当するか否かを確認したうえで参加者を決定します。

第5条 参加者の負担

参加に係る費用は、原則無料とします。ただし、次に掲げる費用は、この限りではありません。

- (1) 参加者の瑕疵による活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入等に係る費用
- (2) 事業参加に関する通話・通信・郵送・消耗品購入に係る費用

第6条 実施内容

- 1 本事業は、株式会社タニタヘルスリンク（以下「運営事業者」という。）に業務委託し、歩数計測アプリを搭載するスマートフォン又は活動量計を活用して行います。
- 2 参加者は、歩数データを運営事業者のデータ管理システムに送信をする必要があります。
- 3 参加者は、次の事項に協力するものとします。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) その他本事業の実施に伴う事項
- 4 実施方法及び本事業に伴うサービス内容については、別途定める「金ケ崎町健幸ポイント事業参加手引き」（以下「参加手引き」という。）に基づくものとします。

第7条 参加者ID・パスワード

参加者は、本事業に参加した際に取得した参加者のIDとパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはならず、開示・漏洩等しないよう厳重に管理しなければなりません。

第8条 遵守事項

参加者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本事業のサービスを営利目的で使用してはなりません。
- (2) 参加者は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに金ケ崎町を通じて運営事業者に届出を行うものとします。

第9条 退会の申し出

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申し出を行うことができます。
- 2 退会の手続きの完了により、取得したポイントは喪失します。
- 3 退会後においても、本事業を通じて取得した参加者の情報は、参加者個人を識別不可能な形式に加工したうえで、本事業の評価等に利用するものとします。

第10条 参加者資格の喪失

- 1 参加者は、前条の規定のほか、次のいずれかの場合には参加者資格を喪失します。
 - (1) 本規約に定める事項又はその他の規約、特約等に違反したとき。

(2) 参加者が不適切なサービス利用により本事業の正常な運営を妨げ、又は信用を傷つけていると金ケ崎町及び運営事業者が判断したとき。

(3) 反社会的勢力との関わりがあると金ケ崎町及び運営事業者が判断したとき。

2 前項の規定により参加者資格を喪失した場合は、前条第2項及び第3項を準用します。

第11条 ポイント付与・交換等

1 参加者は、金ケ崎町が決定したポイント付与基準に該当する健康的な活動を実践した場合、その実践状況に応じてポイントを付与されます。なお、付与基準及びポイント数は別途定める参加手引きに基づくものとします。

2 獲得したポイントの交換等については、別途定める参加手引きに基づくものとします。

第12条 事業の分析評価・効果測定

金ケ崎町は、本事業の分析評価・効果測定を行うため、アンケート結果、歩数データその他の本事業に伴うサービスのデータ管理システムに集積されたデータを活用することができるものとします。

第13条 個人情報の取扱い

参加者から提供いただいた個人情報は、金ケ崎町個人情報保護条例（平成22年金ケ崎町条例第15号）に基づき、個人情報の利用・管理を行います。運営事業者は、以下の事項を遵守します。

(1) 運営事業者は、参加者登録に際して参加者又は金ケ崎町から提供された個人情報を厳に秘密として管理し、第三者に提供又は開示しないものとします。

(2) 運営事業者は、個人情報を次の目的に限定して利用するものとします。

① 参加者のための本事業に伴うサービスの提供

② 参加者情報の管理

③ 本事業に伴うサービスで得た情報及びデータを個人が特定できない形で統計・分析等に利用

第14条 規約及び本事業に伴うサービス内容の改定

金ケ崎町は、本事業の健全な運営を図るため、本規約の変更又は本事業に伴うサービス内容の変更若しくは終了等の改定を行うことができます。この場合において、改定したことについて、ホームページ等によりこれを開示します。

第15条 損害賠償等

1 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連し、自己の責に帰すべき事由により、金ケ崎町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

2 参加者は、本事業に伴うサービス利用に関連し、金ケ崎町以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用において、その紛争を解決するものとします。

第16条 免責

1 本事業は、参加者の健康状態が改善し、又は増進されることについて保証するものではありません。また、本事業の取組により生じた参加者の怪我等については、金ケ崎町はその責任を負いません。

2 不可抗力によりサービス提供が不可能になった場合、金ケ崎町はその責任を負いません。